



お 麻 績 み

信州麻績村 月の里収穫祭



人口 2,816人(男 1,330人 女 1,486人) 世帯数 1,135戸(H29.10.1現在)

広 報
No.136

2~16

議会だより
No.126

17~24

農業委員会だより
No.46

25~29

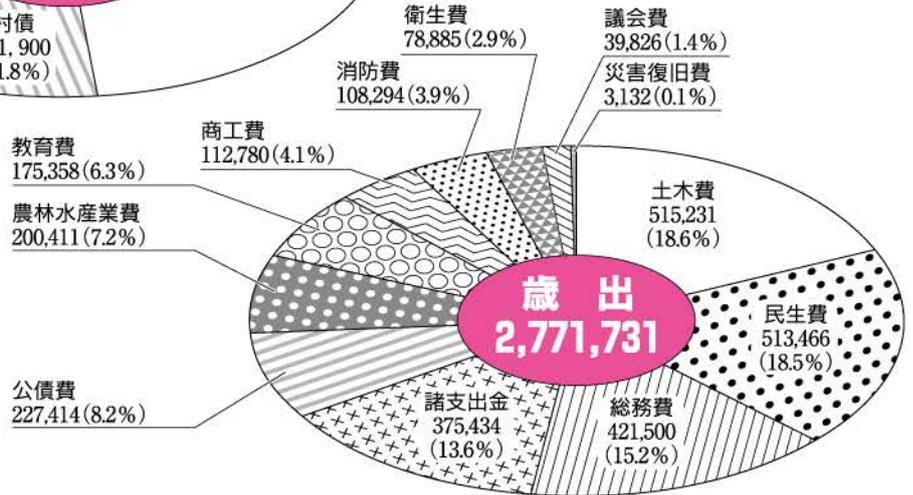
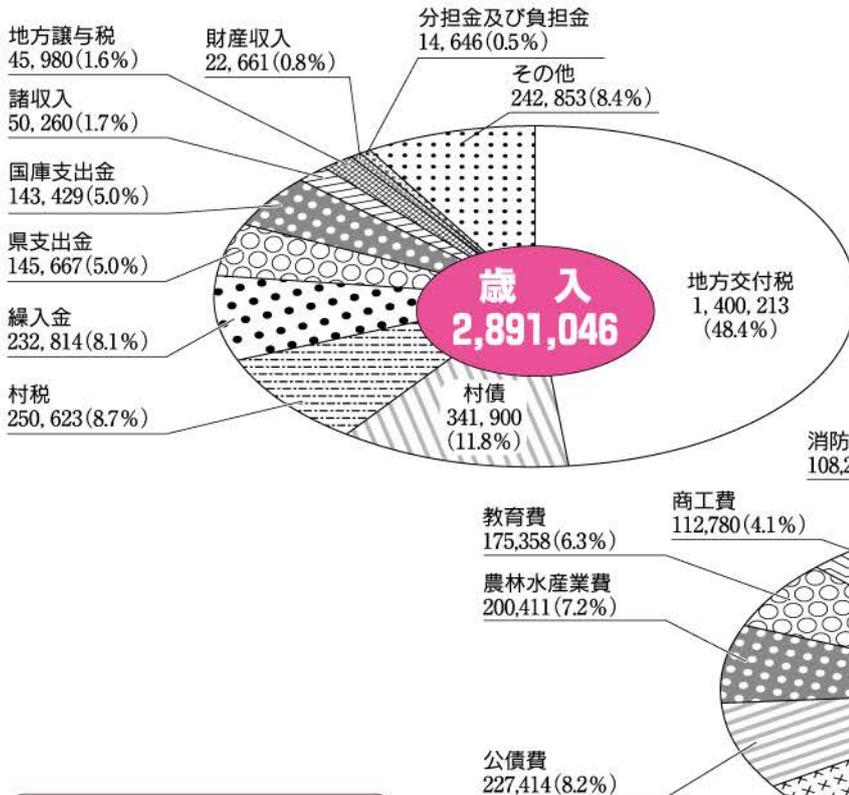
村のホームページアドレス



平成28年度 決算状況

一般会計 (単位:千円)

平成28年度決算がまとまり、9月の定例議会で9会計の決算が認定されました。また、黒字(赤字)を示す実質収支額は77,738千円余りで黒字となりました。今後も歳出の見直しなどに取り組み、引き続き財政の健全化に努めていきます。



歳入 2,891,046千円
(前年比 3.4%減)

歳出 2,771,731千円
(前年比 2.8%減)

翌年度へ繰り越すべき財源
41,577千円
(前年比 472.7%増)

実質収支 77,738千円
(前年比 42.0%減)

【歳入用語説明】

村税……村民税、固定資産税、村たばこ税、軽自動車税など

地方交付税…村の財政力に応じて国から交付されるお金

国庫(県)支出金…事業に対して国(県)から交付されるお金

繰入金……基金などの積み立て金を取り崩し、その用途に応じて繰り入れるお金

諸収入……他の事業科目に含まれない収入を包括したお金

村債……村の自主財源だけでは実施が困難な事業をする時に借りるお金

広報麻績

No.136

発行 麻績村
編集 村づくり推進課
〒399-7701

長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地
電話0263-67-3001
FAX0263-67-3094

- ☆平成28年度決算状況……………2
- ☆防災への取り組み……………5
- ☆イベント等……………8
- ☆健康と福祉のひろば……………10
- ☆各課からのお知らせ……………12
- ☆関係機関からのお知らせ……………16

●特別会計決算の状況 (単位:千円)

会計名	歳入	歳出	差引額
国民健康保険	457,828	421,201	36,627
聖高原別荘地地上権分譲事業	641	37	604
住宅団地分譲事業	9,147	0	9,147
下水道事業	167,223	163,253	3,970
水道事業	147,522	143,088	4,434
介護保険	444,825	424,802	20,023
後期高齢者医療	44,693	44,244	449
観光事業	51,606	51,086	520

●基金残高の状況(平成28年度末)(単位:千円)

財政調整基金	742,602	村営バス事業基金	10,007
農業構造改善事業基金	223,003	福祉基金	132,090
土地開発基金	145,539	水道事業基金	187,134
減債基金	126,775	観光事業振興基金	222,252
地域振興基金	53,001	教育施設整備事業基金	65,262
高等学校生徒奨学金基金	1,746	環境衛生事業基金	140,506
ふるさと水と土保全基金	0	介護保険支払準備基金	6,094
下水道施設整備基金	309,757	情報通信施設整備基金	118,319
国民健康保険支払準備基金	15,004		
		合計	2,499,091

平成28年度実施した主な事業紹介

総務費：人事・企画・財政・交通安全などの事業に使われたお金



新しく購入した村営バス



NPO法人おみごと

民生費：高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉の充実などに使われたお金



敬老会

衛生費：病気予防のための各種検診や、ごみ処理などに使われたお金



ゴミ収集等運搬処理委託

農林水産業費：農林業の振興などに使われたお金



天沼下池改修工事



松くい虫対策



上沖放水路新設工事

商工費：商工業や観光の振興などに使われたお金



サマーナイトフェスティバル



JR長野駅での観光PR

土木費：道路、河川、住宅建設の整備などに使われたお金



若者定住促進住宅



村道改良(女淵地区)

消防費：災害や救急業務、消防団の運營業務などに使われたお金



救命率の向上



ポンプ操法・ラッパ吹奏大会

教育費：学校、社会教育、歴史保存の充実などのために使われたお金



おみっこ元気くらぶ



麻績神明宮改修工事

麻績村の財政状況について ～健全な財政状況を維持～

①麻績村の財政は黒字？

地方財政の黒字または赤字は、「実質収支」という指標によって示されます。

平成28年度決算の「実質収支」は77,738千円であり、麻績村の財政は黒字ということになります。

実質収支(77,738千円) = 歳入総額(2,891,046千円)

－歳出総額(2,771,731千円)－翌年度に繰越す財源(41,577千円)

②借金はどれくらい？

家庭における借金は、地方財政では「地方債」が該当します。

道路など公共施設の整備には多額のお金が必要となります。これをその年の収入だけで賅ってしまうと他の仕事ができなくなるため、地方債を活用して年度間の負担調整を図っています。

また、公共施設などは将来の世代も利用するものであるため、地方債には世代間の負担を公平にする役割もあります。

麻績村における平成28年度末の地方債残高は2,424,900千円となっています。

③借金返済の負担状況はどうか？

家庭において、家や車のローン、クレジットカードで買い物をした支払いなどの借金返済額が、収入に占める割合として大きくなればなるほど家計は苦しくなります。

地方財政では、「実質公債費比率」という指標によって、収入に対する借金返済額の割合が示されます。借金返済の負担が多すぎないかをチェックする指標です。25%を超えると要注意状態、35%を超えると自主的に財政を立て直すことができない状態にあることとなります。

平成28年度決算の「実質公債費比率」は6.6%で、基準値を超えることはありませんでした。今後も健全な財政運営ができるよう努めていきます。

●平成28年度決算に基づく麻績村の健全化判断比率

健全化判断指標		麻績村の数値	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実質赤字比率	村の会計における実質的な収支が黒字か赤字かを判断するための指標です。	赤字はありません	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	村の全会計の合計の実質的な収支が黒字か赤字かを判断するための指標です。	赤字はありません	20.0%	30.0%
実質公債費比率	村の通常的な収入に対して、一般会計などが負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標です。	6.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	村の通常的な収入に対して、将来負担しなければならない借金などの大きさを示す指標です。	数値は算出されません (※現在村の抱える将来的な負担は、基金や交付税などの充当可能財源で全てまかなうことが出来ます。)	350.0%	
資金不足比率	村の公営企業会計における事業規模に対する資金の不足額の割合を示す指標です。	資金不足はありません	経営健全化基準 20.0%	

防災への取り組み

麻績村防災訓練 ～日頃から災害に備えて～

8月30日、役場、小学校、福祉企業センター、消防団など、関係者約200名が参加し、避難訓練を実施しました。

今回の訓練は、地震災害からの火災を想定し、麻績小学校校庭へ避難しました。

避難後に麻績消防署の方々を講師に迎え、初期消火訓練や消防団のポンプ車による放水訓練、また新たに通報訓練、煙道体験が行われました。



放水体験



煙道体験

職員非常参集訓練を実施



機器の操作説明

9月3日、大規模災害発生を想定した役場職員の非常参集訓練を実施しました。

午前6時30分に糸魚川-静岡構造線断層帯を震源とする震度7の地震が発生した想定で、職員へ非常招集をかけました。

参集後は課ごとに災害時の対応について再確認を行うとともに、防災行政無線や衛星電話の取扱いについて確認及び災害時医療救護訓練を行い、防災意識の向上を図りました。

災害時医療救護訓練を実施

9月3日、松本広域圏3市5村による災害時医療救護訓練を実施しました。

麻績村では、災害時のペア病院である相澤病院から派遣されたDMAT（ディーマット＝災害派遣医療チーム）の隊員が、傷病者を重症度に応じて手当の優先順位を決めるトリアージ訓練や医療救護についての講習を行いました。

災害時の医療救護について知る良い機会となりました。



トリアージ訓練

地区防災訓練を実施

9月10日、中町地区と本町地区で地域住民が主体となった防災訓練が実施されました。中町地区では、炊き出しの訓練と日赤指導員による健康生活支援講習が行われました。本町地区では、消防署の指導により、地震災害の備えや応急手当方法を学びました。また、村担当者から「災害時住民支え合いマップ」についての説明があり、災害時に備えて地域住民の助け合いの有効について学びました。村では、地域防災力の向上を図ることを目的として、今後5年を目途に全地区における防災訓練の実施を進めています。防災についての正しい知識と行動力を身に着けるためにも、地区主体による防災訓練の実施をぜひご検討ください。



炊き出し訓練(中町地区)



消防署による応急手当(本町地区)



災害時住民支え合いマップ説明会

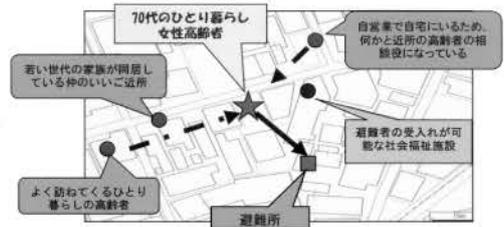
「災害時住民支え合いマップ」づくりを進めています。

災害が発生した時には、特に要援護者（一人では避難行動がとれない人）の安否確認や支援が必要です。こうした支援には地域住民による助け合いが不可欠であり、地域ごとに要援護者を把握し、避難の方法を決めておくことが必要とされています。

災害はいつ起こるかわかりません。日ごろから、自分たちの住んでいる地域が災害に対してどのような弱点があるのか、誰が要援護者なのか具体的に把握するため、村では各地区での「災害時住民支え合いマップ」づくりを進めています。

現在10地区で取り組んでいただいておりますが、全地区での作成を進めていきます。地域が一体となり災害に備えましょう。

お問い合わせ先 役場 住民課 ☎0263-67-3001



災害時住民支え合いマップのイメージ

第4回 防災コラム

～家族で決めておくこと～

災害にいつ、どこで遭遇するか分かりません。大規模な災害が起これば、大切な家族と離ればなれになってしまう可能性があります。

そんな時、家族との待ち合わせ場所や連絡方法を決めていますか？家族の安否が確認できないと冷静な行動が出来ず、自分自身も危険な目にあってしまうこともあります。

パニックに陥らないためにも、家族間でどのような方法で連絡をとるかを話し合っておくことが大切です。



～三角連絡法～

災害時はほとんどの人が携帯電話に頼って、被災地への電話はつながりにくくなります。そんな時には、親戚や知人を中継地点にして連絡を取る「三角連絡法」があります。親戚や知人に無事であることや避難先を伝えておけば、そこに連絡した家族は安否確認ができます。

～目印を残す～

電話が使えない場合は、家族だけが知っている場所を決めておいて、そこに無事であることや避難場所のメモを残すことで安否確認ができる方法があります。

～災害用伝言ダイヤル～

大規模災害時に広く知られているのがNTTの「災害用伝言ダイヤル」です。家族の安否を確認する手段として非常に有効ですので、事前に使い方を確認しておきましょう。

今回紹介した連絡方法はごく一部です。日ごろから家族の中で話し合いを行い、大規模な災害が起こったときはどうするのか決めておくことがとても重要です。

災害用伝言ダイヤル

「117」をダイヤル

▼ ▼

伝言を残す時は「1」をプッシュ 伝言を聞く時は「2」をプッシュ

▼ ▼

録音を残したい電話番号を市外局番からダイヤル

▼「0000-00-0000」▼

伝言を残す 伝言を聞く

消防団秋季訓練

9月10日、松本消防協会第3ブロック消防団秋季合同訓練会が、役場駐車場を主会場として行われました。訓練会には麻績村・筑北村・生坂村の各消防団から合計129名の消防団員が参加し、消防署の講師による指導を受けました。

「消防活動の基本と関係法令」と題した麻績消防署長の講義では、消防活動をするうえで重要な知識を一層深めることができました。

また、救助資機材の取扱い訓練では、廃車の車両を使用して窓ガラスの破壊や車両の切断など、普段なかなか行いうることのできない訓練が実施できました。

消防団は日ごろの訓練を通して、火災や台風などの災害発生時に、消防署と協力して消防・防災活動を行っています。近年、消防団員が減少傾向にあり、もし、大規模の災害が発生するようなことがあれば、一人でも多くの力が必要となります。麻績村消防団では地域の安心・安全を守る消防団員を随時募集しています。女性消防団員も募集していますので、消防団に興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 役場 総務課 ☎0263-67-3001



救助資機材取扱い訓練



普通救命講習会

秋の火災予防運動が実施されます

11月9日(木)から11月15日(水)まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の意識を高め、大切な人や財産を失わないように、日ごろから注意しましょう。

全国统一防火標語

～火の用心 ことばを形に 習慣に～



住宅用火災警報器

○正しく設置していますか？

松本広域消防局管内の住宅用火災警報器の設置率は80.1%となっていますが、設置が必要な全ての部屋に機器が設置されている世帯の割合は49.8%にとどまっています。(平成29年調査)

住宅用火災警報器は全ての寝室と、2階に寝室がある場合は階段の上にも設置が必要です。

この機会に、ご自宅の住宅用火災警報器の位置をチェックしましょう。

○定期的に点検していますか？

住宅用火災警報器は電池が切れると作動しなくなります。定期的に「ボタンを押す」「ひもを引く」等の方法により作動点検を実施してください。

また、機器が古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。

設置後10年を目安に機器の交換を実施しましょう。

お問い合わせ先 麻績消防署 ☎0263-67-2992



麻績の熱い夜！

～第28回サマーナイトフェスティバルが開催されました～

第28回サマーナイトフェスティバルが8月5日午後3時から、役場駐車場特設会場で開催されました。

今年も飲食・体験型ブースに加え、ステージでは「ちびっこ消防団」「聖太鼓子供連」「筑中ソーラン」「麻績小学校金管クラブ」のパフォーマンスが会場を盛り上げました。同時開催の麻績村消防団・ミニ防災フェアでは、災害現場で活躍する消防車両の展示・放水体験も行われました。

夕方からは、一世を風靡したお笑い芸人「ヒロシ」さん、注目の実力派演歌歌手「小桜舞子」さんのステージは大盛況、フィナーレは大抽選会と花火で締めくくられました。



新たに発足したちびっこ消防団



お笑い芸人「ヒロシ」さん

第19回月の里収穫祭が開催されました

麻績村秋の魅力結集イベント！第19回月の里収穫祭が10月8日午前10時から、シェーンガルテンおみ特設会場で開催されました。

今年も大テント村では、地元団体協力によるおいしい食べ物や体験ブースの他、聖太鼓とアルプホルンの演奏、アドバルーン富くじ、新種目登場の万年豊作ゲーム、アンパンマンショー、「こてつ」お笑いライブ、大抽選会など楽しい企画が繰り広げられ、村内外からお越しの多くの人に楽しんでいただきました。



大盛況の会場



はぜ^{ワン}ONEグランプリ



ラブ米は突然に



スタートする選手たち

第1回東京ヒルクライム信州OMIステージ

9月3日、自転車のヒルクライムレースが好天のなか、開催されました。

法善寺下の信濃観月苑駐車場をスタートし、標高1,200mにある三和峠までのタイムを競いました。

県内外から65名の参加があり、標高差約600m、区間距離8kmのコースを全員の方が制限時間1時間以内に完走し、村内からも3名の参加があり、団体別では見事2位に入賞しました。

平成29年度 ふくしのつどい

ふくしのつどい実行委員会が主催する、平成29年度「ふくしのつどい」が8月27日に麻績村デイサービスセンターみづきで開催されました。

今年は、村内で福祉の活動をしている団体などが、日ごろの活動内容を紹介するステージ発表やスタンプラリー、福祉団体によるバザーなどが行われました。

また、会場では、麻績村社会福祉協議会の会長表彰が行われ、民生児童委員を3期務められた、前会長の宮嶋 正さん(下井堀)が民生児童委員功労者として表彰されました。

今年も多くの方々が福祉に対する意識を高める機会となりました。



笑顔あふれる会場

宮下千賀子さんが民生児童委員に

宮下千賀子さん(宮本)が民生児童委員に委嘱されました。

任期は、平成29年11月1日から平成31年11月30日まで。担当地区は、宮本・本町地区です。

シリーズ

～歴史町並みを残すために～『善光寺街道 麻績宿の町並み保存』その⑧

幕末の頃の麻績と中橋白井家

平和で高度成長と人口増加で活力のあった元禄時代を経て、幕藩体制は下降線をたどり始める。いわゆるインフレ物価高による財政難は水野家をも苦しめ、度重なる民間からの御用金借入などで延命してきた。中橋白井家の古文書に宝永二年(1705)の麻績十カ村御用金書上帳があるが、この時だけで三一六両の御用金が徴収されており、中橋白井の七代目忠兵衛は三〇両を納めている。この時、麻績町の白井九太夫(やまと屋)は一二〇両、高村の高野茂兵衛も一二〇両という大金を用立てている。ともに番所役人だった白井九太夫と高野茂兵衛の財力には驚く。

この宝永二年の年はたいへんな凶作で、安坂村の庄屋新右衛門は、困窮のため庄屋辞退を願い出たが、村内の百姓たちは「いま新右衛門に辞められては村の治まりがつかない」として、藩から届いた御救米の五分之一を新右衛門にやったと云う。

また宝永六年には安坂村の次の庄屋になった庄右衛門が自分の田畑山林などを全て片付け、身を引いている。当時は村を代表する庄屋は年貢収納の全責任を個人で負っており、自分の田畑山林を担保として金を借り、その責任を果たすということもしばしばあり、庄屋の立場が容易なものではなかったことが分かる話だ。

『善光寺街道麻績宿 旧本陣白井家・旅籠花屋白井平右衛門』から

「麻績宿の歴史と旧本陣中橋白井家」より 白井家17代当主：白井良雄 著



やまと屋



やまと屋裏庭にある茶室

健康と福祉のひろば

お問い合わせ先 役場 住民課 ☎0263-67-3001

村の「支え合い」を考える学習会

地域に暮らしている人の知恵や工夫・技、特段意識しないでやっている支え合いなどを、「地域の宝物」として知ること見つけ出すことから地域づくりの第一歩が始まります。

麻績村生活支援協議体では、平成30年1月にこれからの「支え合い」を考える学習会を開催します。一緒に宝物をみつけませんか。



地域の宝物「叶里・高畑地区 サロンつづね」

<秋の国保特定健診についてのお知らせ>

※国民健康保険に加入されている方

29年度の特定健診を受けていない方は、ぜひ受けましょう。

健診日 11月18日(土)

受付時間 午前8時45分から12時

場 所 保健センター

持ち物 健診受診料金1,000円、郵送された受診券(問診票)、朝採尿した尿



※国保以外の医療保険に加入されている被扶養者の方

加入している保険機関から配られた受診券と健康保険証をお持ちいただき、健診当日保健センターにお越しください。

<若者健診・すこやか後期高齢者健診についてのお知らせ>

まだ申し込みをされていない方で11月18日の受診を希望される場合は、役場 住民課へご連絡ください。

高齢者用肺炎球菌ワクチン定期予防接種

平成29年度接種対象者の皆さんへ ~ワクチン接種はお済みですか?~

今年度の対象者は下記の方です。

対象年齢	65・70・75・80・85・90・95・100歳 ※平成30年3月末までに上記年齢になられる方
予約・接種期間	平成30年3月31日まで
接種費用	2,000円



予防接種を受けるには本人確認のため、通知に同封したミドリ色の『接種券』が必要です。接種券を紛失された場合は再発行します。過去に自分で受けた方は対象になりません。接種の補助は1回のみです。今年度の対象者が今後対象になることはありません。この機会を逃すことなく予防接種をお受けください。

※ご不明な点がございましたら、役場 住民課または保健師までお問い合わせください。

65歳以上の方を対象

インフルエンザ定期予防接種(補助)のお知らせ

村では「65歳以上の方を対象としたインフルエンザ定期予防接種」を行います。接種を希望される方には接種料金の補助があります。

対象者	・接種日に麻績村に住所があり、65歳以上の方。 ・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスの疾病により身体障害者手帳1級を有する方。
助成期間	平成29年11月1日から平成30年1月31日まで
自己負担額	2,100円（医療機関窓口でお支払いください） ※接種できなかった場合は問診料等920円が自己負担となります。

実施医療機関

1. 筑北地域の医療機関

◆玉井医院 (☎0263-67-2231) ◆鳥羽医院 (☎0263-66-2435)
◆松林医院 (☎0263-66-2008)

2. 県内の筑北地域以外のかかりつけ医療機関

3. 入院中・入所中の医療機関

(筑北地域以外の医療機関で予防接種を受けられる方は、事前に役場まで予診票等、受診に必要な書類を取りにお越しく下さい。)

※詳しくは配布した通知、もしくは役場 住民課または保健師までお問い合わせください。



大腸がん検診実施及び未使用容器回収のお知らせ

11月18日(土)に行う秋の国保特定検診に合わせて、大腸がん検診を実施します。

今年大腸がん検診を希望されている方で、まだ受診されていない方はこの機会に受診してください。平成29年度の大腸がん検診は、今回の検診が最終です。新たに受診を希望される方は役場 住民課までご連絡ください。

検診実施日	11月18日(土)	場 所	保健センター
検診料金	200円	受付時間	午前8時45分から12時
持ち物	2日分採便した容器、健康台帳、検診料金		

今年度受診ができない方につきましては、未開封のものに限り容器を回収、返金させていただきますので役場 住民課までお持ちください。

未使用容器返却期限……11月30日(木)まで 役場 住民課 窓口

※これ以降の返金是对応できません。



各課からのお知らせ

振興課

墓地・庭等の松くい虫被害防除対策に 補助金が活用できます！

山林以外での松くい虫被害については、村の補助金が活用できる場合があります。詳細については役場 振興課林務係までお問い合わせください。

- (1) 被害木の伐倒処理をするための費用を一部補助
- (2) 被害予防のための樹幹注入をする場合の薬剤費用の一部を補助

※補助金を活用するには、必ず事前申請が必要になりますのでご注意ください。



薬剤の樹幹注入

平成29年度若者定住促進住宅入居者募集

平成29年度麻績村若者定住促進住宅建設工事が、年内の竣工を目指して進んでいます。近隣地区や村民の皆様にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

本年度は2棟の建設事業を進めており、入居者の募集は10月末から11月の間に行う予定です。

〈入居資格〉

- ①村外からの移住で、申込日以前6か月間麻績村に住民登録をしていない方、若しくは村内に住所があり、住宅に困窮していると認められる方。
- ②現に同居し、又は同居しようとする夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚姻の予約者及びひとり親を含む。）である方。
- ③入居時の世帯主の年齢が45歳未満、又は中学生以下の子どもを扶養する方。
- ④入居決定後10日以内に住民異動届を麻績村に提出できる方。
- ⑤市町村税や地方公共団体の使用料等などの滞納が無く、家賃を滞りなく納付していただける方。
- ⑥入居者、同居者、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為などの防止法に関する法律に規定する暴力団員ではない方。
- ⑦入居決定後、地域内の自治活動や環境美化活動に協力できる方。

※上記①～⑦を全て満たす方が対象となります。
詳細その他お問い合わせは随時受け付けていますので、役場 振興課住宅係までお問い合わせください。



昨年度建設された若者定住促進住宅

村づくり推進課

NPO法人おみごと

～地域農業の活性化と新たな担い手育成の状況～



りんごの葉摘み



稲刈り



わら立て

特定非営利活動法人おみごとで農業研修を受ける地域おこし協力隊は、いよいよ収穫の時期を迎え、仕上げとなる農作業に力を入れています。

りんごは、5月末に発生した雹害を乗り越えて成長した実の玉回しや葉摘みなどの最終的な手入れを行い、本格的な収穫を開始し、お米は稲刈りや脱穀などを終えました。

今後、収穫した農産物は通常の出荷だけでなく、東京都内における物産展イベントで直接販売し、村の知名度向上と販路拡大を図ります。

地方創生事業

～第二公民館改築テレワーク施設整備工事進む～

第二公民館改築工事が進んでいます。

請負業者は、(株)アスピーア(松本市)が落札、7月31日に行われた臨時議会にて議決され正式に契約締結となりました。工期は、来年3月19日までとなっています。村民の皆様には工事期間中、大変迷惑をお掛けしますが、工事の完成にご理解ご協力をお願いします。

○テレワーク施設の使い方

光インターネット回線を使い、何処でも働ける環境をつくれます。

都会の会社に勤めているお子さんがいらっしゃいましたらお話をしてみてください。

「麻績村にサテライトオフィスができるけど会社で使えないか？」と、もしかすると麻績村で、今の仕事を続けることが出来るかもしれません。これがテレワークという働き方です。



改修が進む第二公民館

宝くじの助成金で祭典用具を整備

(一財)自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業の「コミュニティ助成事業」を活用し、坊平・北山地区で祭典用具を整備しました。

整備されたのは、祭典時の幟と幟用のポールで、9月に行われた祭典の際に披露されました。

これにより地区の方々の負担が軽減されるとともに、次の世代への伝承が期待されます。

他の地区でも祭典用具や防犯灯の整備、除雪機の導入など宝くじの助成金を活用して行われています。

このような事業を計画されている地区におかれましては、役場 村づくり推進課までお問い合わせください。



整備された幟と幟用ポール

住民課

可燃ごみの減量化にご協力を

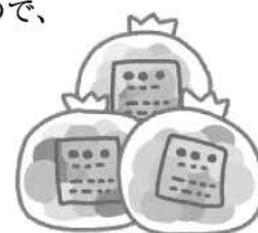
現在、可燃ごみの処理については、穂高広域施設組合(1市1町4村で構成)で行い、処理に要する経費を構成市町村で負担をして運営をしています。

各市町村の負担金の一部は、可燃ごみを搬入した重量で決まるため、生ごみを可燃物で搬出する場合は、できる限り水分を取り除いていただきますよう、ご協力をお願いします。

また、村では生ごみ処理機の購入に対する補助金を交付していますので、ご活用ください。

◆ごみ減量化再資源化事業補助金

- ・生ごみ処理機、コンポスターなどの購入補助
- ・補助率 1/2 (上限額3万円)



住宅密集地域の生ごみ収集処理を開始

村では、平成29年11月から上町、中町、明治町、本町地区の一般家庭から搬出される生ごみの収集処理を新たに開始します。

平成16年度から村内施設や天王住宅団地内の生ごみの収集処理を実施してきました。今年度から、従来の処理方法からHDMシステムによる処理へ変更し、収集地域を広げて処理を開始します。

可燃ごみの減量化により、環境にやさしい村づくりに向け、関係地区の皆さんのご協力をお願いします。

◆HDMとは……………

High Decreasing Microbe-bionicの略語です。(高度減容処理微生物工学)

◆HDMシステムの特徴……………

HDMシステムは、放線菌・糸状菌・油分解菌などの微生物を利用し、生ごみと混合、攪拌することにより、発酵分解を促して水蒸気として気化させます。

特徴として、減容量が24時間で約90%と大きく減容します。処理方法が簡便で、環境にやさしい処理となります。

また、これまでの処理方法に比べ処理機械の運転経費が削減されるため、3～4割程度の処理コストの削減が見込まれます。



総務課

乗って残そう！

通勤・通学など多くの住民のみなさんが利用するJR。

聖高原駅は、有人駅として松本、長野のほぼ中間に位置し、特急も停車する地域になくはないものです。

将来にわたってみなさんが安心、快適に利用することが可能なものとするために、出来ることから始めてみませんか？

例えば、

- 1 週1回は、車ではなくJRを利用する。
- 2 定期券・回数券は聖高原駅で購入する。
- 3 普段利用しない人も、JRをはじめとする公共交通は地域全体で支えていくという意識をもつ。

村では、近隣の市村と連携し、JRの利便性の向上、利用の促進、地域の活性化のために引き続き活動を行っていきます。



JR聖高原駅の利用

観光課

おみ光のページェント

村観光協会では、長野県地域発元気づくり支援金事業を活用して、シェーンガルテンおみのイルミネーション装飾を行います。点灯期間は12月から2月で、期間中にフォトコンテストなども行います。

事業実施に伴いイルミネーション装飾ボランティアを募集する予定です。詳細につきましては、改めてお知らせします。

お問い合わせ先 聖高原観光案内センター

☎0263-67-2133



遠山望サクソフォンリサイタル

信濃観月苑では11月12日(日)サクソフォン奏者の遠山望さんを招き、リサイタルを開催します。ゲストにマリimba奏者の川田佳奈子さん、ピアノ演奏は今井千波さんをお迎えする予定です。参加費は1,500円。

お問い合わせ先 信濃観月苑 ☎0263-67-3933

関係機関からの お知らせ

「筆界特定・境界ADR 合同説明会」

土地の境界をめぐる紛争の解決手段について、解決手段の提示並びに当該手段の概要（費用、効果及び処理期間等）及び利用方法についての相談会を行います。

相談費用は無料ですが、事前の予約が必要となります。

お問い合わせ先

長野地方務局不動産登記部門

地区整備・筆界特定室

☎026-235-6642



個人事業税の後期分は 11月30日(木)までに

個人で事業を行っている皆さん、個人事業税の後期分の納期限は11月30日(木)です。忘れずに納期限までに納めましょう。

お問い合わせ先

中信県税事務所課税第一係

☎0263-40-1908

自動車税の 納税確認が電子化

平成27年12月から、車検時の自動車税の納税確認が電子化され、納税証明書の掲示を省略できるようになりました。

そのため、平成29年4月から、減免の承認を受けている自動車の車検用納税証明書の送付を廃止しました。

なお、納税証明書の交付を希望される場合は、お近くの県税事務所に

お問い合わせください。

お問い合わせ先

長野県総務部税務課

☎026-235-7051

個別労働紛争 あっせん制度

手続きは無料で簡単。労働者・事業主双方が利用できます。（秘密厳守）

○こんなトラブルの際にご相談ください。

- ・ 納得のできない理由で解雇された。
- ・ 職場のパワハラで退職に追い込まれた。
- ・ 配転命令に従業員が従わない。

お問い合わせ先

長野県労働委員会事務局

☎026-235-7468

長野県最低賃金は 795円

長野県内の事業場で働くすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用される「長野県最低賃金」が平成29年10月1日に改正されました。

この機会にぜひ、支払われている賃金を適用される最低賃金額以上であるか確認をしてみてください。

お問い合わせ先

長野労働局労働基準部賃金室

☎026-223-0555

長野技術専門学校 平成30年度入校生募集

訓練期間

一年間（平成30年4月入校、

平成31年3月終了）

募集科

機械加工科、電気工事科

画像処理印刷科、木造建築科
応募資格

高等学校卒業（または同等）以上の方
一般入校選考

願書受付期間

平成29年11月6日(月)から

11月24日(金)

選考日

平成29年12月4日(月)

願書提出先

長野技術専門学校または、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）

お問い合わせ先

長野技術専門学校

☎026-292-2341

日本年金機構から お知らせ

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が、25年から10年に短縮されました。

対象となる方に日本年金機構より

「短縮」と記載した黄色い封筒を順次お届けします。

お手元に届きましたら、「年金ダイヤル(☎0570-05-1165)」

で予約のうえ、できるだけ

だけお早めに手続きを

お願いいたします。

お問い合わせ先

松本年金事務所

☎0263-32-5821



議会だより

No.126

- ☆新体制決まる……………17
- ☆9月定例議会……………18
- ☆決算審査の意見書……………19
- ☆一般質問……………21
- ☆生坂村で議員大会……………24
- ☆議員活動報告……………24

発行 麻績村議会
 編集 議会編集委員会
 〒399-7701
 長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地
 電話0263-67-3001
 FAX0263-67-3094

新体制決まる

改選後初議会

平成29年9月17日執行村議会議員一般選挙後の初議会（第5回臨時議会）が10月2日に開催され、正副議長、各常任委員会委員、議会運営委員会委員、議選監査委員が決定しました。

議長あいさつ

2名による議長選挙において、同票の中から就任しました。この事もあり、2年間の任期、2年後の再選挙を提案、決定しました。8年間の議員活動の経験を生かして、「透明性の高い開かれた議会づくり」を目指します。多様化する住民ニーズに応えるよう、執行機関と、議会が方向性を一つにして、麻績村の発展と住民福祉の向上をモットーとして考え、職務に励みます。村民皆様のご支援と、ご協力をお願い申し上げます。新任のご挨拶とします。



議長 長福 績
 小山

- ★議長 小山 福績
- ★副議長 飯森 茂孝
- ★監査委員 峯村 賢治

★議席番号

- 1 飯森 茂孝
- 2 塚原 利彦
- 3 峯村 賢治
- 4 宮川 秀俊
- 5 塚原 義昭
- 6 小瀬 佳彦
- 7 茂木 泰男
- 8 小山 福績

★各常任委員会

- 総務経済委員会
 委員長 宮川 秀俊
 副委員長 塚原 義昭
 委員 峯村 賢治 小山 福績

○社会文教委員会

- 委員長 小瀬 佳彦
- 副委員長 茂木 泰男
- 委員 塚原 利彦 飯森 茂孝

★議会運営委員会

- 委員長 塚原 利彦

- 副委員長 宮川 秀俊
- 委員 小瀬 佳彦 飯森 茂孝

★一部事務組合議会議員

- 松本広域連合 小山 福績
- 松塩筑木曾老人福祉施設組合 小山 福績
- 安曇野松筑広域環境施設組合 小山 福績
- 穂高広域施設組合 小山 福績 小瀬 佳彦
- 麻績村筑北村学校組合 小山 福績 塚原 利彦 小瀬 佳彦 茂木 泰男
- 筑北保健衛生施設組合 小山 福績 塚原 利彦 峯村 賢治



議会運営委員長 塚原 利彦



社会文教委員長 小瀬 佳彦



総務経済委員長 宮川 秀俊



副議長 飯森 茂孝



議選監査委員 峯村 賢治



社会文教副委員長 茂木 泰男



総務経済副委員長 塚原 義昭



9月定例議会

9月定例会は、9月4日から 8日までの5日間の会期で開催された。

第1日目は、村長報告3件、諸般の報告1件、決算認定案件9件、条例改正議案3件、その他3件、平成29年度補正予算議案9件の上程を行い、宮下利秀会計管理者から決算状況説明、花岡興男代表監査委員から決算審査意見書の報告を行った。本会議終了後条例改正議案等と補正予算議案の詳細説明のための議会全員協議会を行った。

同日、陳情3件を総務経済委員会1件、社会文教委員会2件の審議をした。

第2日目は、5名の議員が登壇し一般質問を行った後、陳情3件についての審議の結果、いずれも採択との報告を峰田昶総務経済委員長と塚原利彦社会文教委員長が行った。

第3日目は、第1日目に上程した決算認定案件9件と条例改正議案6件、平成29年度補正予算議案9件の審議・採決を行い原案のとおり可決した。また当日提出された人事案件2件と議員から提出された発議3件の上程を行い、審議・採決を行い原案通り可決した。

諸般の報告

○議員派遣結果報告

平成28年度 歳入歳出決算 認定

認定

- 一般会計
- 国民健康保険特別会計
- 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計
- 住宅団地分譲事業特別会計

- 下水道事業特別会計
- 水道事業特別会計
- 介護保険特別会計
- 後期高齢者医療特別会計
- 観光事業特別会計

条例改正等

- 公民館設置条例の一部を改正する条例
- ゆりの木公園テレワークセンター条例の制定
- 福祉医療給付金の一部を改正する条例
- 村道路線の廃止
- 村道路線の認定
- 松本広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更

予算の補正

- 一般会計補正予算(第3号)
- 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算(第1号)

- 住宅団地分譲事業特別会計補正予算(第1号)
- 下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 観光事業特別会計補正予算(第1号)

人事案件

- 教育委員会委員の任命に同意
塚原 明水氏
- 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意
飯森 忠幸氏

議員発議

- 全国森林環境税の創設に関する意見書提出
- 私立高校に対する公費助成を求める意見

書の提出
○国の責任による35人学級推進と教育予算

臨時議会

第3回臨時議会が6月28日開催された。内容は次のとおり

第3回臨時議会

議案は1件で原案どおり可決された。

麻績村における再生可能エネルギー発電施設設置事業と環境等への調和に関する条例の制定

の増額を求める意見書の提出
○議会議員の派遣

第4回臨時議会が7月31日開催された。内容は次のとおり

第4回臨時議会

議案は2件で原案どおり可決された。

地方創生拠点整備事業交付金第二公民館改築テレワーク施設整備工事請負契約の締結と一般会計補正予算第2号



松本地域正副議長会（筑北村で）

決算審査の意見書

(平成28年度麻績村各会計決算及び基金運用状況等審査意見書)

★地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成28年度麻績村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算及びそれぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各関係帳簿、証書類並びに同法第241条第5項の規定による各種基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおりである。

1 経営管理

ア 予算の執行は、効果調書の内容を精査したところ、概ね効率よく、また適確に行われており、伝票、証書類も整備されていると認められた。

イ 公会計制度実施に向け、地方公共団体等において統一的な基準による財務書類の作成に取り組んでいるが、

資産・債務管理や費用管理を適正に行うためにも財政状態を適正に分析し、将来にわたって健全な財政管理が維持されるように尽力されたい。

2 国民健康保険 特別会計

ウ 別荘地貸付収入の滞納額及び不納欠損額が多額で推移している。この傾向は今後も続くものと思われるので、地上権分譲事業と共に今後について検討する必要がある。

エ 若者定住促進住宅は昨年度までに本町地区に14棟建設され、本年度は新たに10棟建設され天王地区分と合わせると37棟となった。このことにより、人口社会増に寄与している。今後建設が予定されているので、若者の定住が一層進むことを期待する。

オ 地方創生事業の関連事業（農業研修を軸とした定住促進ステップアップ事業・地方創生拠点整備・テレワーク拠点整備事業）に取り組んでいるが、今後の成果に期待したい。

形式収支は36,627千円、単年度収支△7,822千円、実質単年度収支は2,178千円となった。歳入決算状況は調定額462,374千円に対し収入済額457,829千円で収納率は99.0%である。歳入の主たるものは、国民健康保険税69,343千円(構成比15.2%)、国庫支出金67,431千円(構成比14.7%)、前期高齢者交付金131,272千円(構成比28.7%)、共同事業交付金85,977千円(構成比18.8%)となった。

3 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計

一 別荘地貸付収入の滞納額及び不納欠損額が多額で推移している。この傾向は今後も続くものと思われるので、地上権分譲事業と共に今後について検討する必要がある。

千円の減になっている。歳入の主たるものは、保険給付費271,298千円(構成比64.4%)、共同事業拠出金82,298千円(構成比19.5%)となっている。

国民健康保険支払準備基金は、10,000千円の積立を行い15,004千円となった。

歳入は、使用料及び手数料43,178千円(構成比25.8%)、前年度対比550千円増、一般会計繰入金87,410千円(構成比52.3%)、前年度対比9,074千円の減となった。

歳出は、公債費が88,179千円(構成比54.0%)、前年度対比7,238千円の減となった。

実質収支は3,970千円で単年度収支では△1,296千円となった。

4 住宅団地分譲事業 特別会計

イ 公会計制度実施に向け、地方公共団体等において統一的な基準による財務書類の作成に取り組んでいるが、

滞納額は、分担金と使用料で1,452千円、87千円減となった。徴収には一層の努力を望む。

事業別水洗化率は、特定環境保全公共下水

道事業83・7%、農業集落排水事業83・3%、合併浄化槽整備事業95・1%である。

**6 水道事業
特別会計**

歳入の主たるものは、使用料及び手数料66,488千円(構成比45・1%)、一般会計繰入金72,164千円(構成比48・9%)である。歳出では、公債費101,927千円(構成比71・2%)、建設事業費5,514千円(構成比3・9%)となった。

使用料の未収額は、1,643千円で前年度より109千円減となったが、未収金の解消に一層の努力を望む。

**7 介護保険
特別会計**

介護認定者の推移

歳入の主たるものは、国庫支出金111,205千円(構成比25・0%)、支払基金交付金107,181千円(構成比24・1%)、繰入金69,530千円(構成比15・6%)、保険料75,828千円(構成比17・1%)。歳出は、保険給付費377,505千円(構成比88・9%)である。保険料の滞納額は214千円となった。

介護保険支準備基金は、1,000千円の積立を行い6,094千円となった。

介護保険制度を適正に運用し要介護者の継続的ケアとともに、要支援者への介護サービスが充分行えるよう配慮いただきたい。

**8 後期高齢者医療
特別会計**

保険料等を後期高齢者医療広域連合に納付

することが主たる事業である。

歳入は、医療保険料27,170千円(構成比60・8%)、一般会計からの繰入金17,205千円(構成比38・5%)が主たるもので、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金4,348千円(構成比95・7%)である。

**9 観光事業
特別会計**

歳入の96・3%は一般会計からの繰入金である。

歳出は、観光施設指定管理料(聖高原リゾート株式会社7,600千円、株式会社技研サービス24,980千円)と人工降雪機購入10,800千円が主である。

**10 高等学校生徒奨学
基金運用状況**

新たな貸し出し件数はない。関係証票と計数を照合した結果、正確であることを認めた。

審査のおわりに

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び効果調査並びに財産備品、基金、契約、財産援助団体の事業報告、又全般にわたる管理等に係る関係書類の提出や説明を受け、審査を終了した結果は、前述のとおり係数に誤りがなく帳簿、伝票、証書類も概ね良く整備されている。

経常収支比率は前年度より1・5ポイント改善されたが、今だや高めで推移している。

実質公債費比率、将来負担比率など基準を大きく下回っていることや基金の状況から見

て健全財政を維持していると判断できる。今後とも健全な財政運営に配慮していただくとともに財源を有効に活用し、住みよい村づくりに一層努力していただくことをお願いし意見書とします。

**平成28年度
麻績村健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書**

1 審査の概要

平成28年度麻績村一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、村長から提出された健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び公営企業会計における資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記

2 審査の結果

載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に従って適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。



筑北村サッカー場を視察

一 般 質 問

質問議員 5名

峰田 昶 坂口和子 小山福績
 塚原利彦 塚原義昭

質問事項 (本号掲載以外のもの)

- 防災対策・河川流量測定は
 元気の協働の村づくりについては……………峰田 昶
- 障がい者計画及び福祉計画策定をどう進めるか……………坂口 和子
- 国民健康保険の広域化に伴う課題は
 介護・高齢者福祉事業の現状と今後に向けた課題と対策は……………塚原 利彦

村の重要課題への取り組みと今後の計画は

若者定住策のさらなる充実と 産業振興・地域農業活性化に力を入れる



峰田 昶 議員

問 若者定住促進事業の評価と今後の拡充計画は。

答 8月末で定住住宅の建設37棟、122名の入居者となり、その内中学生以下が42名と子供さんも増えた。村外からの入居者が80%と多く、人口増加につながった。さらに6棟を計画中であり充実させていく。

問 定住、永住への施策は。

答 若者住宅利用者が住民がここで子育てが終わった後も住んでいただけるようなことを今後も検討していく。

問 新生児検査の支援は。

答 長野県は全国に先駆けて医療機関への検査機器導入を助成し、新生児聴覚検査は27年

度97・7%の実施率となっている。平成28年度の村の現状は14名中13名が検査済みであった。

問 直接的な費用助成は行っていないが保健師を通じ支援等は行っていく。

答 地域産業である農業振興策は。NPO法人「おみごと」による新規就農者への支援、耕作放棄地の減少に努力している。また農業用地の基盤整備・農地集積への補助をしている。農業収入増加策へは振興作物の栽培奨励補助、地産品開発にも要望に応えていきたい。



NPO法人「おみごと」の作業

麻績村の今後の学校教育について

麻績村独自の教育方針を 検討委員会部会で検討している

坂口 和子議員



問 保・小・中一貫教育の実施について今後の時系列計画は。

答 保育園学校部会で研究検討中ではあるが、筑北村坂井地区の子供達が聖南中へ通学し、筑北中学が麻績村単独で運営する平成32年4月1日からを基本に進めている。

問 麻績村の教育方針に関する研究検討委員会3部会の活用はどうするか。また、部会の傍聴を可能としながら公開しないのはなぜか。

答 部会の検討事項が完了次第、検討研究委員会でもとめる。予算を伴う部分は時期を見て、補正または新年度予算で対応する。

館報8月号から部会報告と開催予定を掲載している。

問 筑北村・麻績村の住民が「筑北地域には

小学校1校、中学校1校」を望み、少人数学校教育に不安があるのではないか。

答 学校統合問題は結果として残念な形ではあるが、筑北村が独自に進めると正式に決定しているため麻績村は麻績村として単独でやらざるを得ない。住民が不安を抱いている事は承知しているが、現在の形に決定しているのでその方針で今は進むべきと思う。

問 麻績村特別支援教育推進計画の一部改正に伴う義務教育卒業後の支援体制はどうか。

答 義務教育終了後の就学は平成27年、28年とも就学率100%。就労については今後も学校と打ち合わせる。

問 支援センター「やまぼうし」が4月から村営になったが、職員や指導管理体制は。

答 麻績村福祉企業センターの分場「やまぼうし作業場」として活動を始めている。現在2名の臨時職員で指導管理をしているが今後は職員体制を含め検討する。

村長8年間の総括は

自分自身としては、概ね良しと考えている

小山 福績議員



問 2期目の公約に、若者定住策として具体的に住宅、子育て、教育、生活環境、地域農業、商工、観光事業、近隣村との友好連携など、若い人達が魅力を感じる村づくりとあるが、この公約の現状と自己評価は。

答 若者定住は現在122人と成果が出ている。子育て関係は、出産祝い金、未満児を除く保育料の無料化、ひだまりの開設、中学生までの医療費の無料化を、今回は高校生まで、そういった事も含めて、子育ての充実を図っている。教育については、支援を必要とする子供達の支援策、特に*L D等の通級教室が今年開設された。学校の教育

環境の整備等についても力を入れてきた。生活環境については、老朽ため池の整備、道路網の整備、土石流災害の心配される谷筋の総点検、必要な箇所の整備をしている。

地域農業の活性化は後継者の育成、遊休荒廃地の拡大を減らすことに着手している。

商工、観光事業等については、シェーンガルトンのリニューアル、スキー場の整備、地域資源の活用として、歴史文化の保全、保護、こういった事にも力を入れてきた。

近隣村との友好連携については、十分ではない点もあると思っている。保健、医療、福祉、介護、このような事業の連携は、以前より進んでいる。村民皆様には、まだまだ不満の点もあるかと思うが、自分自身としては、概ね良しと考えている。

*L D＝学習障害

働き場所、雇用確保の願望に対する 行政の認識をあらためて確認したい

企業誘致は大変厳しい。農業や起業者に対する 支援を行う事が必要と考える



塚原 利彦 議員

問 働き場所、雇用確保については、依然として特に女性の皆さんからの願望が強い。この事については昨年の9月にも伺ったが、再度この問題についての認識を確認したい。

答 企業誘致については大変厳しいと考える。土地の問題とか人材の問題があり、特に若い人がいないという事で企業も進出しにくい状況。また現在、働く場所はこの地域にも幾つかあるが、募集してもなかなか応募が無いと聞く。希望の職種に答えていくのは難しい。こうした中で、この地域の産業である農業の再生と、それで生計を立てていくこと、また起業希望者に向けたテレワーク構想も始めて

おり、このような支援をやっていく必要があると考える。

問 村の総合戦略にインターネットやアクセスの良さを生かした企業誘致や商工業の活性化、雇用確保を、との記述があるが、これについての考えは。また「働き場所づくり」を農業やテレワークで、と言われるが、自信を持ってそれを村民の皆さんに納得いただけると考えるか。

答 総合戦略の記述は、そういった方向で出来ればいい、と言う目指す方向として記している。農業については大変難しいし、テレワークも100%成功するとは言えないが、一歩一歩確実なものにするよう取り組んでおり、始めたことが必ず成功するとうように受け止めてもらっては困る。今後こうした方向で努力し、村民の雇用、収入の確保ができる仕組みを考えていきたい。

除雪車の入らない道路除雪について 地域と行政が一体となった体制は図れないか

行政も受け身でなく、地区要望を聞く中で 対応を考えていく



塚原 義昭 議員

問 社会基盤の道路網（狭あい道路）整備箇所の計画はあるのか。また公表はされているのか。

答 整備の必要な道路の把握はしている。整備内容、実施年度等個々の計画はないが、順次事業を進めている。

問 道路拡幅の必要性の高い道路において、地区との調整等はどうにかしているのか。行政指導によって地区住民への理解は図れないか。

答 地区の合意形成が図られる事が前提と考えている。地区要望により実施計画、測量設計等の段階においては、地区と行政が一緒に事業進捗に向けて進めていく。

問 除雪車の入らない狭い道路についての除雪の実態と費用等の支援の考え方は。また、要望の強い支援体制への対応は進んでいるか。

答 地域住民で、ボランティアで除雪作業を行って頂いている。行政としては、従来の除雪機等購入費への支援を考えている。

問 当村では、住民の皆さんのボランティア精神により行われているが、その実態を調査し、それに基づき、住民と行政が一体となった除雪体制や支援内容の検討はできないか。

答 地域の皆様にご協力を頂き、費用的な支援については、自治活動費へわずかであるが含まれている。今までは、行政は受け身な部分もあったが、地区の要望について、内容を聞く中で、村で対応できる事について検討していく。

生坂村で議員大会

第68回東筑摩29村議会議員大会が8月2日、生坂村において開催され、前年度大会決議事項の処理状況の報告の後、各村から議案を提出し、協議の結果全議案採択することに決議された。

当村からは、交通安全対策（国道403号本町～明治町間・主要地方道丸子信州新線本町地区内）の歩道設置についてを議案として提出し、坂口和子議員が趣旨説明をした。

要な生活道路であり、悲惨な交通事故等の起きないよう安全で安心して生活できる道路整備の充実を早急に促進されるよう強く要望した。決議された議題は、東筑摩郡村議会議長会において県及び県議会に要望する予定。

また、議事に先立ち大会宣言がなされ、地方交付税制度の維持、地方行財政制度の構築をすべきであることを確認し決議した。

歩車道が分離されていないこの二路線は医療機関、事業所、店舗、金融機関、小・中学校郵便局など多くの住民が利用するきわめて重



坂口和子議員が要旨説明

私たちはこんな活動をしています

8月

- ・ 議会運営委員会
- ・ サマーナイトフェスティバル 成人式
- ・ 東筑摩郡議長会臨時総会
- ・ 松塩筑木曾老人福祉施設組合臨時会
- ・ 森林・林業林産業活性化議員連盟総会
- ・ 例月出納検査
- ・ 決算意見書提出
- ・ 松本地域正副議長懇話会
- ・ 長野県監査委員・監査事務局研修会
- ・ ふくしのつどい
- ・ 東筑摩郡村議会議員大会

9月

- ・ 議会定例会
- ・ サンライフおみ敬老会
- ・ 麻績小学校運動会
- ・ 筑北村・麻績村保健施設組合議会
- ・ 安曇野松筑広域環境施設組合議会
- ・ 保育園運動会
- ・ 例月出納検査
- ・ 町村議会議長会政務調査部会

10月

- ・ 村民運動会
- ・ 議会臨時会（初議会）
- ・ 月の里収穫祭
- ・ 敬老会
- ・ 例月出納検査
- ・ 長野県町村議長会総会

議会だより

編集後記

村議会は9月の選挙で新人5名が当選し10月2日より新体制となりました。

新米議員として「村民運動会」の団体別リレーに参加、そして「月の里収穫祭」では3名の先輩議員さんに会場準備から蕎麦の茹で方まで、しっかりと教えていただきました。不慣れな「ひよっ子」5名です。どうぞよろしくお願い致します。

村民に開かれた議会をめざし村民の皆さんが理想とする「キラリと光る麻績村」の実現の為に、8名の議員が心を一つにして皆様の声を村政や議会に反映させるべく日々努力いたします。「雨ニモマケズ」の精神を大切に4年間頑張らせていただきます。

編集委員

- ◎ 飯森茂孝
- 塚原利彦
- 峯村賢治
- 宮川秀俊

おみ 農業委員会だより

発行
麻績村農業委員会
編集
だより編集委員会
第46号



風雨

ニモマケズ

ニモマケズ

雹

ニモマケズ

就任のごあいさつ

会長 柳原 三夫



今回の農業委員改選にあたり、会長をお受けすることになりました。

農業委員会法の改正にて、公選法から任命制に内容が大きく変わって、第一回目の農業委員会となります。

また、農地利用最適化推進委員が新たに新設され、今迄に増して、農地を守るべき業務が強化されました。

農業委員会では、農地パトロールを軸として、遊休荒廃地解消を第一目標とし、農地の有効利用等々推進し、さらに、就農人口の減少を最小限に食い止め、担い手の育成にも最大限の力をそそぎ、努力して行きたいと考えております。

諸先輩方の培ってきた土台をしっかりと守り、麻績村の農業の発展に、委員全員で力を合わせ頑張りたいと思います。
村民の皆様方にはご理解とご協力をお願いし就任のご挨拶とさせていただきます。



7月20日 任命式

新体制になりました

7月20日からの新体制です。農業・農地に関するどんなことでもお気軽にご相談ください。(担当地区)

会長

柳原 三夫

(野口・矢倉・叶里高畑・天王)

1番委員 (会長代理)

関崎 芳夫

(桑山中央・西之久保・和合下田)

2番委員 柳澤 孝好

(上町・中町・根尾・坊平・北山)

3番委員 飯森 尚

(上井堀・丸山)

4番委員 小山 文男

(明治町・本町・宮本)

5番委員 三浦 充

(野間桑関・高・中芝小東・野田沢)

6番委員 臼井 直義
(野口・矢倉・叶里高畑・天王)

7番委員 沢木 亜有

(梶浦・市野川)

8番委員 清水 達也

(女淵砂原・下井堀)

9番委員 臼井 理恵

(上町・中町・根尾・坊平・北山)

農地利用最適化推進委員

宮下 忠男 (村全域)

(事務局 久保田)

知っていますか?

農業委員会のこと

農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進」を使命とし、農地に関する事務を執行する行政委員会です。

身分は地方公務員(特別職の非常勤)となり任期は3年です。

必須事務として

① 農地の売買・賃借等による権利移動の許可(農地法第3条)

② 農地を農地以外に転用する場合、許可権者である

知事への意見送付（農地法第4条・第5条）

③ 農地の利用状況調査（農地パトロール）等があります。

農地法と農業委員会

農地制度は、

- ① 農地の効率的な利用
- ② 優良農地の確保
- ③ 新たな農地ニーズへの対応

という基本的な考え方に基づいて整備されてきました。

とりわけ農地制度の根幹である農地法は、農地を利用する耕作者による農地の権利取得を促進するとともに、農地転用を規制する内容となっています。

このような、農地法に基づく農地の権利移動の許可・不許可の決定等の意思決定を担当するのが農業委員会となります。

農地法の考え方(イメージ)

農地の効率的な利用の促進

国内の食料生産の増大を通じ、国民に対する食料の安定供給を確保

優良農地を確保

農地の貸借を進め、効率的に利用

農地転用許可制度及び農業振興地域制度の適切な運用

農地転用とは？

農地に、住宅や工場の建築、資材置場、駐車場、再生可能エネルギー設備の設置等、農地以外の用地に転換することを農地転用といいます。なお、一時的に資材置場等に利用する場合も転用（一時転用）になります。

なお、転用する際に権利移動を伴わない転用が「農地法第4条」となり、権利移動を伴う転用が「農地法第5条」となります。いずれにしても

農地を農地以外のものにする際には、必ず農業委員会にご相談ください。

許可を受けないで農地を転用した場合等は、農地法に違反することになり現状回復等の命令・罰則の適用もありますのでご注意ください。

農地利用最適化推進委員とは？

農業委員会法の改正により新制度の農業委員会から新設されました。

身分は農業委員と同様に地方公務員（特別職の非常勤）となり任期は3年です。

なお、農業委員と違い、総会での意思決定時の議決権はありません。

ただし、総会で意見を述べることができることは出来ます。

役割としては、農業委員とともに現場活動を実施し、「農地等の利用の最適化の推進」を行います。



かけがえのない農地を守るために…

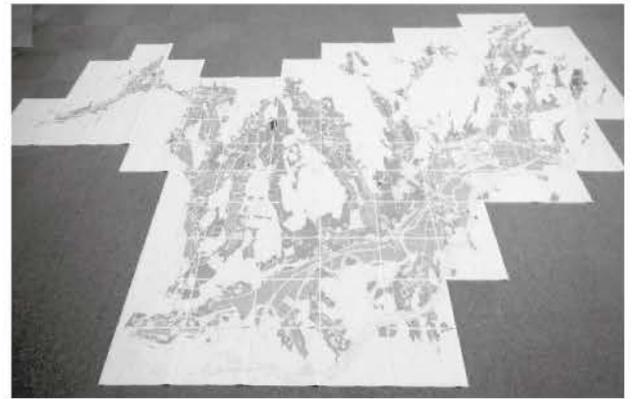
農地パトロールを 実施しました！

農地パトロールとは、「農地の利用状況」といい農地法に基づき管内の全ての農地を農業委員と農地利用最適化推進委員により調査することです。

新委員に任命された翌月の8月からさっそく始めました。

農業委員・農地利用最適化推進委員で分担し麻績村内の農地に色が塗られた地図を片手に実際に現地に足を運び目視により確認をしました。

調査の結果、復旧可能な農地（A分類）については、今後利用意向調査を実施し、「該当農地をどのようにするか」を確認する予定ですのでご了承ください。



106枚にも及んだ地図

大好評！ 月の里収穫祭での餅つき

毎年恒例の収穫が10月8日、シェーンガルテンおみで開催され、農業委員会は「もち」を担当しました。

前々日からあんこ作成を行い、当日に加工所にてパック詰めされた「もち」。

開会と同時にテントにはあずきときなこの「もち」が入ったパックを求める方々で大盛況となりました。



あんこ作成中（加工所にて）



飛び入り参加者も交えての餅つき実演

中でも3回行われた「餅つき実演」には飛び入り参加の方々も加わり、最近ではなかなか見られなくなつた「きね」と「うす」による餅つきに大きな歓声が上がりました。

リタイアメントプランと 農業者年金

全国で約40万人の方々の老後を支えている「農業者年金」。

平成28年度の運用実績は【3・26%】となりました。その結果、平成14年度から平成28年度の15年間の平均運用利回りは【2・77%】となり、安全かつ効率的に運用されたことが明らかとなりました。

手厚い政策支援や掛金の所得控除など、メリットが多くリタイアメントプランの選択肢として有力といえます。

リタイアメント プランとは

ゆとりある老後生活を実現するための経済的な視点からの将来の設計

計図

iDeCoとの比較 からみる農業者年金 の優位性

リタイアメントプランの選択肢を考える場合、2017年の法改正により、実質的にどなたでも加入できるようになった「iDeCo」が注目されています。

人口減少・少子高齢化時代の年金として、積立方式であることは必須要件といっても過言ではないでしょう。

そこで、同じ「確定拠出型年金」である農業者年金と「iDeCo」を比べてみました。（下記表参照）

政策支援の有無や税制優遇等、なぜ農業者年金が農業者年金を推進しているかがお分かりいただけるかと思えます。

農業者年金が少しでも気になったという方はお近くの農業委員か事務局までお問い合わせください。

項目	農業者年金	iDeCo (個人型確定拠出年金)
月額保険料	2万～6万7千円 いつでも変更可能	5千～6万8千円 年1回変更可能（H30年法改正予定）
政策支援 (保険料補助)	有 (認定農業者等の要件あり)	無
税制優遇	全額所得控除（社会保険料控除） 配偶者など生計を一にする者の掛金も対象に出来る	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除） 加入者本人の掛金のみ対象
運用	農業者年金基金	本人
年金給付	終身年金	ほぼ有期年金 一時金受給も可
元本割れの措置	危険準備金からマイナス分を補てん（65歳裁定時）	無
運営管理費用	無（国が負担）	有（一部無料あり）

① 20歳以上、60歳未満
② 年間60日以上農業に従事
③ 国民年金の1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
の3点のみ！

農業者年金の加入資格は：

iDeCoとは平成13年10月にスタートした個人型確定拠出年金のことで、アメリカの法律401条K項に基づく制度であったため、当初は日本型401Kと呼ばれた。平成29年1月から公務員なども加入できるようになった。

編集後記

「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されてからもなく4年。

農林水産省によると「寿司」や「天ぷら」といった料理そのものではなく、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を「和食・日本人の伝統的な食文化」と題し申請したようです。「餅つき」も「伝統的な食文化」であることは間違いないでしょう。

今回の収穫祭で実演した「きねとうすによる餅つき」も、以前であれば各家庭で当たり前のように見られた光景であったと聞きます。当たり前であったことが「遺産」と呼ばれるようになったことに一抹の淋しさを覚えつつも、「伝統的な食文化」としてこれからも末永く受け継がれていくことを願います。

村の出来事

夏から実りの秋へ



魚のつかみどり 7/30



麻績小学校運動会 9/16



秋の全国交通安全運動 9/21



新矢越トンネル・滝上大橋開通式 9/23



麻績保育園運動会 9/27